

奈良県土木部施工体制確認調査実施要領（建築設計等業務）

第1 目的

この要領は、奈良県土木部が実施する建築設計等業務に係る入札について、施工体制確認調査を実施するために必要な事項を定め、もって業務の適正な実施の確保を図ることを目的とする。

第2 定義

- (1) この要領において、「施工体制確認調査」とは、業務の落札者を決定するにあたり、入札者の建築設計等業務の実施体制を確認する調査をいう。
- (2) この要領において、「最低制限価格」とは、地方自治法施行令第167条の10第2項（167条の13の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づき設ける最低制限価格をいう。
- (3) この要領において、「有効な入札を行った者」とは、最低制限価格以上で予定価格の制限の範囲内で、「奈良県土木部建設工事等入札執行要領」に違反しない入札を行った者とする。
- (4) この要領において、「最低価格入札者」とは、有効な入札を行った者のうち、最も低価格で入札を行った者をいう。
- (5) この要領において、「建築設計等業務」とは、次に示す業務をいう。

ア建築設計

イ建築設備設計

ウ建築工事監理

エ建築設備工事監理

オ建築に係る調査

カ建築設備に係る調査

第3 施工体制確認調査対象業務

施工体制確認調査の対象業務は、指名競争入札及び一般競争入札による建築設計等業務とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10の2第1項（167条の13の規定により準用される場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札（総合評価落札方式）の場合を除く。

第4 入札参加者への通知

入札執行者は、公告、入札説明書及び入札通知書等において、次の事項を入札参加者へ通知すること。

- (1) 施工体制確認調査は本実施要領に基づき実施すること。
- (2) 入札が行われたのち、落札者の決定を保留し、施工体制確認調査を行い、後日、入札者全員に対し、結果の通知を行うこと。
なお、調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる）は、有効な入札を行った者のうち、価格の低い入札者からの順位とし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより決定すること。
- (3) 最低価格入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 最低価格入札者で、調査の対象となった者は、入札執行者が定める期限までに、第6に定める書類を提出しなければならないこと。提出がなかった場合は失格となること。
- (5) 有効な入札を行った者は、資料の提出及び聞き取り調査（ヒアリング）に協力しなければならないこと。

なお、この資料の提出及び聞き取り調査（ヒアリング）に応じない場合は失格となること。

第5 入札の執行

(1) 入札の結果が確認されたのち、入札執行者は、入札者又は立会人に対して「保留」と宣言し、有効な入札を行った者に対して、施工体制確認調査を実施する旨を告げる。

なお、調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる）は、有効な入札を行った者のうち価格の低い入札者からの順位とし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより決定することとし、調査順位を適宜明示するものとする。

(2) 入札執行者は、有効な入札を行った者に対し、施工体制確認調査により、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。

(3) 入札執行者は、入札終了後、事業担当課（出先事務所が実施する入札にあつては、出先事務所の事業担当課。以下同じ。）に、開札録の写し及び最低価格入札者から提出された第6に定める資料を送付するとともに第7に定める契約審査会（以下「審査会」という。）事務局に報告するものとする。

第6 施工体制確認調査の提出書類及び確認事項

施工体制確認調査は次の各号に掲げる事項について実施するものとし、提出書類は別紙1に定めるとおりとする。また、提出書類に疑義がある場合は聞き取り調査（ヒアリング）を行うことができる。聞き取り調査（ヒアリング）は、調査対象者の入札責任者及び配置予定技術者を対象とする。

(1) 業務実施体制

- ・契約対象業務の実施のため、当該配置予定技術者が分担する役割に十分な資格を有すること。
- ・再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。

(2) 配置予定技術者の資格

- ・必要な資格を有する技術者が配置されること。

(3) 積算内訳書

- ・官庁施設の設計「業務等積算基準」（平成17年6月17日付け国営整第43号）に準じた項目の内訳書とすること。
- ・契約対象業務の実施に必要な経費が計上されていること。

(4) 手持ちの建築設計等業務の状況

- ・配置を予定する管理技術者の手持ち業務量が契約対象業務の実施に支障がないこと。

(5) 工程計画

- ・必要となる各業務内容の手順、実施期間が適切に設定されていること。

(6) その他、入札執行者が必要と認める書類

第7 施工体制確認調査の実施

(1) 施工体制確認調査は、審査会において行う。

(2) 審査会は、会長及び委員をもって構成する。

(3) 審査会の構成及び事務局は、別途定める。

(4) 入札執行者は、第5で決定した順位の上位の入札者から調査対象者とする。

(5) 事業担当課の建築設計等業務担当係長及び入札執行担当係長等は、調査対象者の提出書類の事前審査を行うとともに必要に応じて聞き取り調査（ヒアリング）を行い、その結果を審査会に報告するものとする

(6) 審査会は、事業担当課、入札執行者から送付のあった書類に基づき速やかに施工体制確認調査を実施

するとともに、その他必要な内容についても併せて調査するものとする。

第8 施工体制確認調査後の落札者の決定

(1) 調査の結果、業務の適正な実施が確保されると認められる場合の措置

- ア 審査会は、調査対象者の業務実施体制により業務の適正な実施が確保されると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
- イ 入札執行者は、アの通知を受けたときは直ちに当該調査対象者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。

(2) 調査の結果、調査対象者の業務実施体制によっては業務の適正な実施が確保されないおそれがあると認められる場合の措置

- ア 審査会は、当該調査対象者の業務実施体制によっては業務の適正な実施が確保されないおそれがあると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。
- イ 入札執行者は、アの通知を受けたときは、当該調査対象者を落札者とせず、次順位の入札者を改めて調査対象者とし、第7以降と同様の手続で調査を行い、審査会において落札者の可否を決定する。以後、落札者が決定するまで繰り返し、審査会は入札執行者に結果を通知する。
なお、次順位以降の複数の入札者を調査対象とし、並行して調査を行い第5において定めた順位に基づいて落札者を決定することができるものとする。
- ウ 入札執行者は、次順位以降の者を落札者とした場合には次の通知を行うものとする。
 - (ア) 当該落札者には、落札決定等の通知
 - (イ) 調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知
 - (ウ) その他の入札者には、落札決定を行った旨の通知

第9 審査会において業務の適正な実施が確保されないおそれがあると判定する基準

(1) 審査会は、次のいずれかに該当すると認められる場合には、業務の適正な実施が確保されないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者（次順位以降の者が施工体制確認調査の対象となった場合を含む。）を失格とする。

- ア 施工体制確認調査に協力しない場合
- イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
- ウ 積算内訳等が設計仕様に適合しない場合
- エ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- オ 上記のほか、業務の適正な実施が確保されないおそれがあると認められる場合

(2) (1)の外、審査会は、業務の適正な実施が確保されないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

第10 施工体制確認調査結果の概要の公表

入札執行者は、施工体制確認調査の結果の概要について、調査終了後、速やかに公表するものとする。

第11 契約後の取扱い

入札執行者は、本調査を経て契約を行った建築設計等業務については、本調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書の内容のヒアリングをおこなうこととし、

業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年5月1日から改正施行し、この期日以降に入札公告等がなされた業務に適用する。